



令和3年度 障害児通所支援事業所研修会

令和3年度報酬改定等に 伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

① 一般原則

<改定内容>

- ① 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

【経過措置】 令和4年3月31日までは、努力義務。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

② 勤務体制の確保等（ハラスメントの防止）

<改定内容>

- ① 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【経過措置】なし

※令和3年度から、方針を明確にする必要がある。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

③ 業務継続計画の策定等

<改定内容>

- ① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- ③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【経過措置】 令和6年3月31日までは、努力義務

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

④ 非常災害対策

<改定内容>

- ① 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

【経過措置】なし

※令和3年度から対応に努めること。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

⑤ 衛生管理等

<改定内容>

- ① 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

【経過措置】 令和6年3月31日までは、努力義務

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

⑥ 掲示

<改定内容>

- ① 事業者は、前項に規定する事項（運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項）を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

⑦ 身体拘束等の禁止

<改定内容>

- ① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (身体拘束等) を行ってはならない。
- ② 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その 態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ③ 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する 委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができる) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための 指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施すること。

【経過措置】 ③については、令和4年3月31日までは、努力義務

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

⑧ 虐待の防止

<改定内容>

- ① 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【経過措置】 令和4年3月31日までは、努力義務

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

⑨従業員の員数：人員基準の見直し

<改定内容>

- ①専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみに見直す。

【経過措置】

令和3年3月31日時点で旧基準に基づく指定を受けている事業所については、2年間の経過措置)

R3 報酬改定等に伴う主な変更点について

(1) 指定基準の変更点

⑨ 従業員の員数：看護職員の基準人員の取扱い見直し

<改定内容>

- ① 医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員について、
現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要
となる従業者の員数に含めてよいこととする。

※ただし、「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職員を除く